

平成31年3月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成31年3月14日（木） 午後2時00分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員 (教育長職務代理者)
小 柳	茂 秀	委 員
澤 田	真 弓	委 員
川 邊	幹 男	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	山 岸 哲 巳
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	米 持 正 伸
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	志 村 恭 一
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	菅 野 智
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に川邊委員を指名した。

- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、2月定例会から本日までの間の所管事項について報告をさせていただきますと思います。

お手元にあります教育長報告をご参照いただければと思います。

まず、議会関係ですけれども、2月18日から3月定例会が開会をいたしまして、今月27日までの予定で現在審議が進んでいるところであります。

昨日、教育委員会に関しましては予算等の説明、審議をいただいたところでございます。この後、予算審議と教育福祉の常任委員会が今後開催されていく予定になっております。

学校等の関係につきましては、若干ちょっと順番が変わりますけれども、2月11日に、第6回の「YOKOSUKA English World」が開催されました。諏訪小学校の体育館におきまして、市内33校の児童74人が参加をしていただきまして、サリバンス・スクールの51名の方と交流を図ったところであります。

それから次に、2月15日になりますけれども、よこすかキャリア教育推進事業の表敬が行われました。馬堀中学校の1年生の方が、キャリア教育という形で活動をしていただきました。今年度は、猿島に客船を渡しておりますトライアングルさん、こちらのチケットデザインを、こういったものはどうかという形で売り込んでいただきました。トライアングルさんの中では、4月1日から、そのデザインに沿ったものを5万枚発売する予定となっております。

それから、これは3月4日になりますが、新入学1年生の黄色いワッペンの贈呈をいただきました。損害保険会社4社から、約3,000人の児童に、それぞれ黄色いワッペンが交付されるものでございます。

これは昭和40年から開催されておまして、現在は保険期間1年間の交通事故傷害保険がこのワッペンに付随しているという形になっております。度合いといたしましては、死亡または後遺障害がついた場合に、見舞金が出るという制度ですけれども、何かの場合のためにも、こういったものが1年間、子どもたちにいただいているという状況でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第12号『教育長に委任する事務等に関する規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは、議案第12号『教育長に委任する事務等に関する規則中改正について』ご説明いたします。

お手元に議案第12号のご用意をお願いいたします。規則の改正内容についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

改正案の朱書きにより説明をさせていただきます。

第1条中の第26条を第25条に改めるものです。これは、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の際の改正漏れでございます。まことに申しわけございません。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと思います。

最後に施行日ですが、附則において公布の日とするものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第12号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第13号『指定重要文化財の指定について』

教育長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

議案第13号『指定重要文化財の指定について』ご説明をさせていただきます。

本議案は文化財専門審議会の答申を受けまして、文化財保護条例第3条第1項の規定に基づき、2件の文化財について指定重要文化財として指定を行おうとするものでございます。

今回指定しようとする文化財は、昨年12月7日に開催されました当委員

会12月定例会におきまして、文化財専門審議会に諮問することについて報告をし、その後、12月19日に教育長から文化財専門審議会に諮問をした3件の文化財のうち、継続審査となっております万代会館を除く2件でございます。

1件目は資料の10ページと11ページに写真がございます。西浦賀の宗教法人常福寺さんが所蔵する、木造不動明王及び二童子立像の3体でございます。

中央の本像は、像の高さ約50センチと比較的小さい像ながら、太い体幹、意志的な面貌、大腿部の裳に写実的な衣文表現が見られ、鎌倉時代の仏師運慶に始まる慶派仏師の系譜を引く作品とされています。つくられた年代は鎌倉時代中期と見られ、運慶やその工房の作品が多く残る三浦半島地域への慶派の作品の展開を考える上で、重要な作品となります。

2件目は資料の一番後ろのページ、13ページに写真がございます。芦名の宗教法人浄楽寺さんが所蔵する、紙本著色板貼付釈迦三尊図と、附属品の蓮池図板戸でございます。

浄楽寺の本堂正面の来迎壁の裏側にかけている、縦約2メートル、幅約3.5メートルに大きく描かれた釈迦三尊図でございます。3体の釈迦、象や獅子を捉えた筆運びは滞りなく闊達で、構図も整い、大きな画面であるにもかかわらず、破綻なくまとめられ、画家のすぐれた技量をうかがわせる作品でございます。江戸時代末期に制作された仏画、それも寺院障壁画の大作として重要な作品になります。

2件それぞれの詳細につきましては、資料の8ページと12ページに記載してございますので、後ほどご確認をいただければと存じます。

資料の5ページをお開きください。

以上の2件につきまして、2月12日に開催されました文化財専門審議会において、「指定重要文化財として指定すべき文化財である」との答申をいただきました。この2件が指定されますと、横須賀市指定の重要文化財は89件となり、これに、国指定13件、県指定14件の指定重要文化財を合わせますと、本市の指定重要文化財は合計で116件となります。指定の期日は、ご議決をいただいた後、告示した日となります。

なお、重要文化財に指定することにつきまして、それぞれの文化財の所有者から同意を得ておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で議案第13号『指定重要文化財の指定について』の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

(川邊委員)

2番目の板戸のほうなんですけれども、これは今どういう保存になっているんですか。

(生涯学習課長)

今、浄楽寺の本堂の正面にあります壁、来迎図と言われますけれども、その壁の裏側、庫裏の側に実際にかけておまして、お寺の本堂の中で保存されているという形でございます。

(新倉教育長)

私から1点、今のように室内にあるということで、保存状態というのは大丈夫なものなんですか。

(生涯学習課長)

保存状況、江戸末にできたものでございますから、かなり劣化が進んでおまして、今後指定の文化財になった後に、お寺さんのほうに補助等させていただきながら、修復、修繕をしていくというような状況になっております。

(新倉教育長)

修復というのは、この色なりをもう一回復活させるということで、この絵自身を何か空調設備の中に入れてしまうということではないということですか。

(生涯学習課長)

絵についているカビであるとか汚れというのをクリーニングをして、さらに必要な色彩を施して保管をしていくということでございます。保存方法につきましては、お寺さんと協議をしている最中ではございまして、お寺さんといたしましては、現在運慶の仏様5体を収蔵していて、湿度とか温度の管理もできるような収蔵庫へと移して保存をしていきたいというお話をいただいているところでございます。

ほかに討論なく、採決の結果、議案第13号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

(総務課長)

報告事項の(1)『教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』説明をさせていただきます。

報告事項の(1)の書類をお願いいたします。

まず、改正の内容についてご説明いたします。

恐れ入ります、2ページをお開きください。改正案の朱書きにより説明をさせていただきます。

第5条ですが、第5条中の「総務部行政管理課」を「総務部総務課」に改めるものです。これは市長部局の組織改正等に伴い、所要の条文整理を行うものです。

通常であれば、本日議案として提出させていただくところですが、市長部局が所管する事務分掌規則の改正がまだ行われていないため、規則改正の完了後に、教育長の臨時代理により本規程の改正を行いたいと考えております。

また、規程改正後の4月の教育委員会定例会において、改めて教育長の臨時代理による事務の承認をお願いする議案を提出したいと考えております。

以上で説明を終わります。

(質問なし)

報告事項(2)『横須賀市支援教育推進委員会の答申について』

(支援教育課長)

それでは、報告事項(2)『横須賀市支援教育推進委員会の答申について』ご報告いたします。

横須賀市支援教育推進委員会から、横須賀市における不登校対策事業の具体的な取り組み内容について答申をいただきましたので、ご報告をいたします。

1枚目をご覧ください。

今年度は、支援教育推進委員会の全3回の会議を通して、支援教育推進プランの進捗状況についてご意見をいただくとともに、市の喫緊の課題である不登校に対する具体的な取り組み内容について諮問をし、ご審議をいただきました。

諮問文については資料の最後につけてあります。また、資料の2枚目のホチキスどめのものが答申の写しとなります。後ほどご確認ください。

1枚目にお戻りください。こちらでご説明をさせていただきます。

2、答申の内容についてですが、答申では未然防止、早期発見、要因分析、初期対応、不登校となった児童生徒への継続的な支援の3つの視点で、具体的

な取り組みの提案をいただきました。

1つ目は未然防止です。

各学校はインクルーシブ教育システムづくりを推進し、心の居場所づくり、きずなづくり、わかる授業づくりを通した魅力ある学校づくりに取り組むこと。また、毎月の長期欠席調査を活用した要因分析を行うとともに、学校全体の登校支援の取り組みの効果を検証し、支援計画の作成、実践、見直しを行うことをいただきました。

2つ目に早期発見、要因分析、初期対応です。

要因分析がなされないことで適切な支援とならないこともあります。効果的な初期対応を行うため、また中長期的な支援を展望しての安心、安全を提供する初期対応をするためにも、要因分析が必要であることが述べられております。

具体的な取り組みとして、1、不登校の要因分析、2、チーム対応の徹底、早期発見、要因分析、初期対応の心得を教員へ周知、そして支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の推進、早期発見、要因分析、初期対応への不登校対応チャートの例示や支援チェック表の活用などが示されました。

特に要因分析については、複眼的思考で俯瞰的な見立てを行い、学校は学習不振、友人関係、学校との信頼関係などの観点から、不登校の要因を探っていく、本人や関係する児童生徒、保護者から情報収集を行います。学級担任、学年職員、管理職、支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、複数の視点からの分析も加味することが示されました。

チーム対応の徹底についてです。

学校は担任だけで抱え込まず、支援教育コーディネーターを初め、当該児童生徒につながりのある学年職員や養護教諭、クラブ、部活動の顧問等を中心に、チーム学校の体制で対応します。また、保健室、相談室や学校図書館等も活用し、教員とは異なる立場で相談員等が話を聞ける体制づくりを進め、安心して学校生活を送ることができるよう工夫していくことが述べられています。

3点目は、不登校となった児童生徒への継続的な支援の視点です。

各学校は、不登校の状態にある児童生徒が抱えている課題を教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職と連携して分析し、組織的、計画的な支援を行うことです。

具体的な取り組みとして、関係機関間での連携の推進、登校支援機関の市民への紹介の推進、不登校対応成功事例集の作成、不登校生徒の義務教育終了後の状況調査、不登校児童生徒の保護者会の設定、義務教育終了後の進路における登校支援の視点などが示されました。

不登校対応成功事例集の作成については、各学校から成功事例を集め、成功

事例集を作成し、各学校の未然防止や、個別ケースの支援方針の検討の際に活用することが示されております。

今後へ向けてですが、次年度へ向けては、この答申を受けて、教育委員会としてやるべきこと、学校が取り組むべきことを整理し、答申に基づいた対策を講じていきたいと思っております。

まず、4月の市立学校長会議で答申の内容について報告をするとともに、児童生徒指導担当者会、総括教諭等、学校運営推進者連絡会等の場での情報共有や協議を通して、やるべきことの内容を具体的に示していきたいと思っております。その中で、各学校ができることから少しずつ取り組みを推進していけるようにしてまいります。

これまでの経過は記載のとおりになります。

以上で報告を終わります。

(小柳委員)

答申の中の5ページの上のほうから⑤のところで、不登校児童生徒の保護者会の設定と書いてあって、「教育委員会は不登校生徒の保護者が、集い話ができる場を設けます。」と書いてあるんですけども、これは具体的にどのような内容になりますでしょうか。

(支援教育課長)

これは、答申で委員の皆様からいただいたご意見なのですが、不登校児童生徒の保護者の方は、なかなかその思いを共有する場ですとか、対応等でお困りの部分もあって、そういった方がお互いに話ができる場があるといいねというご意見をいただいております。これについては、今後どういう形がいいかということも含めて、検討してまいりたいというふうに思っております。

(澤田委員)

感想になってしまうかもしれませんが、まずは横須賀市支援教育推進委員会において答申をおまとめいただいたことに、感謝申し上げます。

これを受けて、教育委員会として具体的な対応を考えていかなければいけないと思います。ただいま説明がありましたスケジュールで取り組むということ、よくわかりました。

その際、例えばこの答申にある、「魅力ある学校づくり」の「学校の教育課程を家庭や地域と共有し」というところ、これは、新学習指導要領でも言われている「社会に開かれた教育課程」としていかなければならないということだと思います。どのような機会を捉えて家庭や地域に発信していくのか、その方策

を考えていくことが大切だと思いました。

また、わかる授業づくり、学力向上については、フロンティア研究等で、各校が大変よい取り組みをされています。この取り組みの成果をその学校のみで終わらせるのではなく、市内全域に発信していくことが大事だと思いますので、その方法も工夫していかなければいけないなと思います。

具体的なところをしっかりと考えていかなければいけないと感じましたので、発言させて頂きました。以上です。

(支援教育課長)

どうもありがとうございました。

魅力ある学校づくりというところでは、実は、国立教育政策研究所の研究委託を受けて、小・中学校の中で、魅力ある学校づくり、わかる授業づくりでありますとか、それから不登校の対応等について、未然防止という視点で、研究をちょっと進めてまいりたいというふうには考えております。

それを市内に発信をして、フロンティア等の授業研究、学力向上のタイアップをしながら、全市的に取り組を進めていけたらというふうに考えておりますので、またご協力等お願いできればと、ご指導よろしくお願いいいたします。

(荒川委員)

私も感想というか、意見になってしまうんですけども、まずこの答申いただいたことについて、委員会、支援教育課中心に、真摯に取り組んでいこうとする姿勢がちょっと今感じられて、ありがたく思っています。

その中で、私先ほどおっしゃられたチームで各学校が取り組んでいくところ、やはりとても大事なのかなっていうふうに思います。先ほどこの具体的ところを校長会議であったり、いろいろな機会を捉えて先生方にお伝えしていくところでしたけれども、本当にこのあたりを担当が一人で抱え込まないような、そういったところを本当学校全体でどういうふうにしたらいいのかっていうところを先ほど成功事例集のことなんかもありましたけれども、そういうことも含めて、ぜひ発信して、また各学校が取り組めるような体制づくりというんですか、そういうところをお願いしたいなというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いいいたします。

(支援教育課長)

ありがとうございます。

校内の支援体制づくりについては、大きな課題と捉えております。支援教育

コーディネーター中心に、外部の資源も使いながら適切な支援ができるように、また、そういったことを成功事例集等でまとめながら発信をしてみたいというふうに思います。

報告事項（３）『体育的活動における安全対策について』

（保健体育課長）

報告事項（３）『体育的活動における安全対策について』報告いたします。

初めに、１、これまでの経緯についてご説明いたします。

平成28年３月25日付スポーツ庁事務連絡「組体操等による事故の防止について」を受け、平成28年４月に横須賀市体育的活動における安全対策検討委員会を設置し、以降、組体操を含めた体育的活動における安全対策について検討してまいりました。

学校保健安全法第26条では、学校の設置者は児童生徒の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故等により児童生徒に生ずる危険を防止することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるとされています。

これを踏まえ、特に運動会等で実施される組体操については、各学校が校長の責任のもとで、組織的な指導体制を構築することが重要であり、特に実施の狙いについては、各学校で改めて問い直すとともに、全教職員で共通理解を図るよう求めることが確認され、このことをスポーツ庁から通知した内容とあわせ、教育委員会から各学校へ通知し、体育的活動における安全対策について周知を図ってまいりました。

また、教育委員会としては、これまでも体育的活動の安全教育、安全管理の徹底について各学校に周知してまいりましたが、加えて、市内小中学校の組体操の実施状況の把握として、事前報告、事後調査をしてまいりました。市内小中学校の指導計画や演技内容、実際の指導場面に対する指導、助言、組体操の指導方法にかかわる研修会の実施、これは小学校体育研究会、中学校保健体育研究会の研修を支援してまいりました。組体操に起因する事故発生状況の把握などのことについて取り組んでまいりました。

平成31年３月、今年度第２回目の検討委員会を開催し、今年度の組体操の実施状況や事故の発生状況をもとに、教育委員会の取り組みや各学校の取り組みにおける成果と課題について検証しました。

次に、２、平成30年度の市内小中学校の状況についてご説明いたします。

初めに、実施状況について、今年度の組体操の実施校数は、小学校46校中24校、中学校23校中6校でした。

実施校においては、実施の狙いを明確にし、全教職員で共通理解を図ること、実施するわざの選択を含め、指導計画を適切に見直すこと、具体的な事故事例や事故になりやすいわざなど情報を周知することなど、スポーツ庁事務連絡を受けて各校に通知をし、ほとんどの学校がおおむね達成できたと回答し、さらに指導時間の確保と段階的指導、適切な教職員の配置、児童生徒の実態に応じた演技内容の見直しについて意識的に取り組んだと回答しました。また、多くの実施校が、児童生徒の実態に応じた指導計画の作成を今後の課題として挙げました。

なお、詳細については資料1をご覧ください。

次に、事故の発生状況について、組体操に起因する事故の発生件数は、小学校で3件、中学校で6件でした。このうち骨折の件数は、小学校でゼロ件、中学校で2件でした。小学校と中学校で受傷事故発生件数に差があるように見受けられますが、小学校においては、表現運動の演技の中で組体操の要素を一部取り入れる形での実施が約8割を占めており、実施しているわざの種類や数が限られるという実態が影響しているものと思われます。

昨年度との比較では、事故件数は、小学校では同数、中学校では5件減少していますが、タワー系でのわざでの受傷事故が数件発生しています。

なお、詳細については資料2をご覧ください。

次に、3、次年度の方向性についてご説明いたします。

まず、組体操を含めた体育的活動における安全対策については、引き続き、各学校において校長の責任のもとで、組織的な指導体制を構築し取り組むものとし、特に組体操の実施に関しては、実施の狙いを明確にするとともに、万全の安全対策を講じるよう、さらに各学校へ求めてまいります。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果報告では、運動する子どもとそうでない子どものいわゆる二極化傾向が指摘されており、児童生徒一人一人の体力の差が大きいことを踏まえ、従前から行われていたような演技内容やわざを行うことが適切であるかどうか、子どもたちの実態から慎重に選択するよう指導してまいります。

また、これまで事故が少ない学校では、安全に練習ができる場所で十分な指導を行った後に校庭での練習に移行する、子ども同士、また子どもと教員とがコミュニケーションをとりながら、危険回避能力や基本的な動きを十分に身につけ、次の段階へ進むことを徹底する、各学年の発達段階に応じた演技内容やわざを選択するなど、段階的な指導という点において、丁寧な取り組みがなされてきました。

これから、安全対策にかかわる参考となる事例や事故の発生状況など、今年度の調査から明らかになったことについて、体育・保健体育科担当者会や市立

学校長会議などを通じて各学校へ周知してまいります。

以上で報告を終わります。

(川邊委員)

課長のお話にあったんですけど、今個々の子どもたちの体力も影響しているとおっしゃっていましたが、そうすると今後体力の劣った子に合わせて指導していくというような形なんではないでしょうか。

(保健体育課長)

それも一つの課題になっておりますので、体育の時間に一人一人の体力の向上を含めて、全ての子どもたちが生き生きと活動できる、また体力をもってまたこの組体操ができるようなわざの構築や、または指導を今後もしてまいりたいと思っています。

(新倉教育長)

資料のほうの集計結果の中で、小学校が平成26年度前後については45校がやっていたのがその半分以下の24校に落ちこちてしまっています。逆に小学校で組体操をやらないかわりに、何かほかの競技に変わっているというようなことがあるのでしょうか。

(保健体育課長)

小学校では、これまでも表現運動の演技の一部として行ってまいりましたけれども、表現、ダンス系の要素のみを演技する集団行動に変えたところが多くなっています。ただ、数校、まだその演技の演目の中に組体操を取り入れているという学校があるということです。

(新倉教育長)

確認ですが、純粋に組体操だけをやっているっていうことはないということですか。

(保健体育課長)

組体操だけをやっている学校もあるんですけども、その種目の難易度が大幅に落ちていると伺いますか、難しいものではなく簡易なものに移っております。

(新倉教育長)

資料2のほうで事故の発生状況があるんですけども、実際に競技をやって

いる中で事故というのはほとんどなくて、これまでの傾向としては、練習中に起きているというのが多いということで確認していいのでしょうか。

(保健体育課長)

今、教育長がおっしゃったとおり、練習中の事故が9割方です。

ただ、この中で、ここには出ていませんけれども、大きな事故ではなく、すり傷程度のものは当日ありますが、ほぼ練習中の事故になっております。

報告事項(4)『行事等の開催結果について』

ア 第29回読書感想画展結果報告について

(教育指導課長)

それでは、第29回読書感想画展結果報告についてをご覧ください。

本年1月5日から8日まで、文化会館第1ギャラリーにて、横須賀市教育委員会主催読書感想画展を開催しました。

読書感想画は横須賀市の児童生徒を対象に、読書を通して感動したことを絵画で表現し、本に触れる読書指導の一環として取り組まれています。

今年度、読書感想画に取り組んだ学校は、小学校が46校全校で、作品数としては、1万8,034点でございました。中学校の参加は23校中10校で、作品数は69点でした。読書感想画展では、この中から、学校図書館研究会の先生方を中心とした審査員によって選ばれた653点を展示いたしました。

期間中の来場者は3,005人でした。家族連れのほか、遠方から祖父母を初めとした親戚も多く来場され、子どもたちとともに本について語り合う姿も見られました。

読書感想画展に展示された作品のうち33点が県の読書感想画審査会に進むことになりました。県審査の結果につきましては、資料の2(5)県審査の内容をご覧ください。残念ながら全国審査に進んだものは今回はございませんでした。

以上で報告を終わります。

(川邊委員)

質問ではないんですけれども、私この読書感想を絵にすることを初めて知りまして、見に行ったんですけれども、非常にすばらしかったです。来場者がもうちょっと多ければいいかなと思ったぐらいでした。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

6 閉会及び散会の時刻

平成 31 年 3 月 14 日 (木) 午後 2 時 53 分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡